第6次地域管理経営計画書

(八溝多賀森林計画区)

自 令和6年4月1日 計画期間 至 令和11年3月31日

関東森林管理局

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野の管理経営は、森林経営の用に供するものとされた国有財産として、①国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、②林産物を持続的かつ計画的に供給し、③国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として行うものとされている。

また、国有林野の管理経営を行う国有林野事業については、平成 25 年度から、それまでの特別会計により企業的に運営する事業から一般会計において実施する事業に移行し、民有林に係る施策との一体的な推進を図りつつ、公益的機能の発揮に向けた適切な施業や木材の持続的かつ計画的な供給等を推進してきたところである。

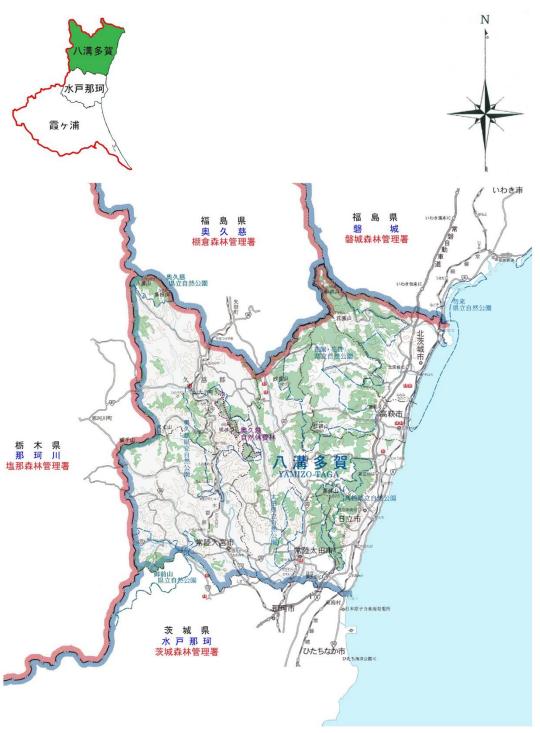
国有林野に対する国民の期待は、国土の保全や地球温暖化の防止、水源の涵養等の面が大きく、今後とも、公益的機能の維持増進を図っていく必要がある。また、民有林において森林経営管理制度等による森林の経営管理の集積・集約化や森林環境譲与税を活用した森林整備等の取組が進められている中で、林業経営体の育成や市町村を始めとする民有林行政に対する技術支援などが求められている。

これらを踏まえ、国有林野事業は、冒頭の目標の下、森林・林業や国有林野事業に対する 国民の多様な要請と期待を踏まえつつ、開かれた「国民の森林」として、公益重視の管理経 営を一層推進するとともに、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、 森林・林業施策全体の推進に貢献するための取組を進めていく。

本計画は、このような国有林野全体を取り巻く状況を踏まえ、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営を推進するとともに、各々の課題に国有林として率先して取り組むため、今後5年間の八溝多賀森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項について定めるものである。

具体的な取組の実施に当たっては、あらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理 経営に関する基本的な事項を本計画で明らかにするとともに、地域住民の理解と協力を得な がら、関係する国の地方部局、地方公共団体等の行政機関とも一層の連携を図りつつ、本計 画に基づいて適切な管理経営を行う。

八溝多賀森林計画区の国有林野位置図



,	凡	,	例			
	森	林	管	理	署	界
	森	林	計	画	区	界
	国		7	自		林
Ш	森	林	1	嘗	理	署
Ш	森	林	Ę	F	務	所

目 次

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(1) 国有林野の管理経営の基本方針	1
① 森林計画区の概況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
② 国有林野の管理経営の現況及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
ア 計画区内の国有林野の現況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
イ 主要施策に関する評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(ア) 伐採量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(イ) 更新量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
③ 持続可能な森林経営の実施方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
ア 生物多様性の保全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
イ 森林生態系の生産力の維持······	5
ウ 森林生態系の健全性と活力の維持······	5
エ 土壌及び水資源の保全と維持等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進・・	6
キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組・・・・・	6
④ 政策課題への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(2)機能類型に応じた管理経営に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
① 機能類型毎の管理経営の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10
ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプ	
に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア····································	12
(イ) 気象害防備エリア・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプ	
に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプ	
に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
エー快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプ	10
に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
オ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプ	10
に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
② 地域ごとの機能類型の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	14
ア 西部地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
イ 中央地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
ウ 東部地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	16
(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
① 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及	18
② 林業事業体・林業経営体の育成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
③ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
④ 森林・林業技術者等の育成支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
(4) 主要事業の実施に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
① 伐採総量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
② 更新総量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20

③ 保育総量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
④ 林道等の開設及び改良の総量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
(5) その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
2 国有林野の維持及び保存に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
(1) 巡視に関する事項	21
① 山火事防止等の森林保全巡視・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
② 境界の保全管理	21
③ 入林マナーの普及・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
(2) 森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
① 保護林・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
② 緑の回廊······	21
(4) その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
① 野生動物等による被害に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
② 希少猛禽類の生息に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
③ 渓畔周辺の取扱いに関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
④ 大介内にいるようしまる④ その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	20
3 林産物の供給に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
(2) その他必要な事項····································	24
	24
4 国有林野の活用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
(1) 国有林野の活用の推進方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
(2) 国有林野の活用の具体的手法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
(3) その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
5 公衆の保健の用に供する区域並びに当該区域内における公衆の保健の用に供する	
施設及び森林の整備に関する基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
6 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整	
備及び保全等に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
(1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進に関する事項・・・・・・・	26
(2) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
(3) その他必要な事項·······	26
7 国民の参加による森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
(1) 国民参加の森林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
(2) 分収林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
(3) その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
(ロ) (マン 四名)女(カサ)穴	20
8 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
① 林業技術の開発・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
② 林業技術の指導・普及・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27

· — /	地域の振興に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
森	林の管理経営の指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 別	I∰

1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

(1) 国有林野の管理経営の基本方針

① 森林計画区の概況

本計画の対象は、茨城県の北部に位置し、那珂川広域流域に属する八溝多賀森林計画 区内の国有林野約35千haであり、当計画区の森林面積の31%を占めている。

当計画区の山系は、東部の多葉山地、中央部の久慈山地、西部の八溝山地により形成されている。多賀山地には栄蔵室(882m)、久慈山地には男体山(654m)、八溝山地には八溝山(1,022m)などが最高峰となっている。

当計画区の水系は、福島県の八溝山北面を源とする久慈川が当計画区のやや西部を南流し、茨城県の八溝山南面を源とする八溝川や栃木県の大田原市を源とする押川等の中小河川と合流しながら更に南流の後、東へと向きを変え久慈山地の中央を南流する山田川や久慈山地の東部を南流する里川等と合流し、日立市と東海村との境界となって太平洋へ注いでいる。

また、南西部の鷲子山塊を源とする緒川は、栃木県の那須岳を源とする那珂川と茨城県の中央部で合流し、太平洋へ注いでいる。

県の中央部で合流し、太平洋へ注いでいる。 東部は、北から里根川、大北川、関根川、花貫川、宮田川、茂宮川等の中小河川が、 多賀山地を源として東流し、太平洋に注いでいる。

国有林野はこれら水系の源流部に位置しており、下流地域の良質な水を育む水源地として重要な役割を担っていることから、国有林野の 83%を水源かん養保安林に指定し、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ保安林を適切に管理している。

当計画区は、林地生産力が高く古くから人工林を造成してきており、スギやヒノキの 生育が良好で、茨城県内でも代表的な林業地帯となっている。このため、5つの森林組 合と多数の林業経営体が森林整備等に従事し、地域林業の担い手として重要な役割を果 たしている。

一方、ブナやイヌブナなど原生的な天然林の保存されている森林は、希少個体群保護林や県自然環境保全地域に指定されており、自然環境の適正な維持・保全を推進しているとともに、花園渓谷や袋田の滝等に代表される多くの景勝地については、四季折々の景色の変化を満喫できる豊かな自然景観に恵まれていることから民有林野及び国有林野を含め5つの県立自然公園の指定があり、自然探勝やハイキング等の森林を利用したレクリエーション、自然休養の場として多くの市民に利用されている。

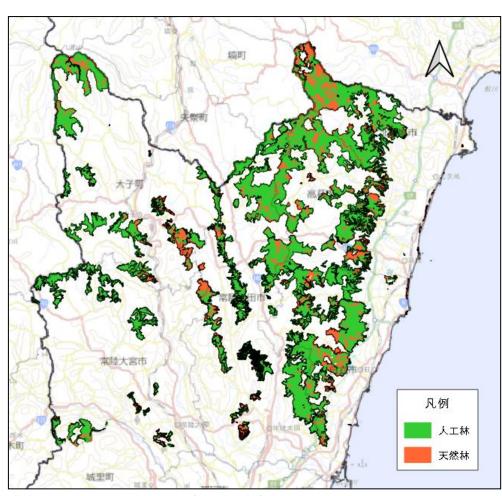
② 国有林野の管理経営の現状及び評価

ア 計画区内の国有林野の現状

当計画区の森林の現況 (令和 5 年 3 月 31 日時点) は、スギ、ヒノキを主体とする人工林が 81% (約 27 千 ha)、コナラ、クリを主とする天然林が 19% (約 7 千 ha) となっている。(図-1、図-2参照)



図-1 人工林、天然林の区分(面積比)



(※) 本図は国土地理院タイルを加工して作成

(https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html)

図-2 人工林、天然林の分布状況

主な樹種別の材積を見ると、針葉樹ではスギ 5,231 千㎡、ヒノキ 3,989 千㎡、アカマツ 839 千㎡、広葉樹ではナラ類 100 千㎡、クヌギ 31 千㎡、クリ 16 千㎡となっている。 (図-3参照)

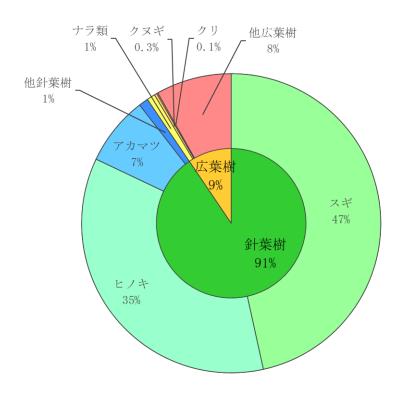


図-3 主な樹種構成(材積比)

人工林の齢級構成について見ると、 $1\sim4$ 齢級の若齢林分が 10%、間伐適期である $5\sim8$ 齢級が 15%、利用期を迎えた 9 齢級以上が 75%となっている。

(図-4参照)

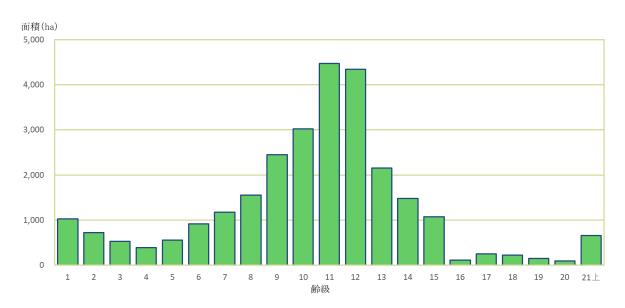


図-4 人工林の齢級構成

イ 主要施策に関する評価

第5次地域管理経営計画(平成31年度~令和5年度)における当計画区での主な計画と実施結果は次のとおりとなっている(令和5年度は、実行予定を計上した)。

(ア) 伐採量

間伐については、健全な森林整備の推進、地球温暖化防止対策に資するため積極的に実施したが、令和元年の台風 19 号の影響を受け、林地崩壊や林道等の崩落等により一部実施を見合わせたことから、計画量を下回った。

また、主伐については、計画量を若干下回ったが、台風 19 号の影響を除くとおお むね計画どおりの実行結果であった。

			-3	\
(単位	٠	m	J	1
\ ' ' <u>'</u> <u>'</u>		111		,

	前 計	· 画	実	績
区分	主 伐	間伐	主 伐	間伐
小村里	862, 195	991, 451	658, 746	449, 938
伐採量		(5,603)		(2,031)

(注) 間伐欄の()は、間伐面積(ha)。

(イ) 更新量

人工造林は、確実に再造林を行ってきたが、前計画期間の後半に主伐を行った箇所の再造林は、本計画期間に実施するため、計画量を下回った。

また、天然更新は、前計画期間における天然更新対象箇所の主伐の実行量が計画量を下回ったことと、更新完了基準に満たない箇所等があり、計画量を下回った。

(単位: ha)

_					· · · · · ·
	ロ ハ	前計	- 画	実	績
	区分	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
	更新量	1, 326	58	906	5

③ 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」として、公益重視の管理経営を一層推進し、現世代や将来世代へ森林からの恩恵を伝えるため、地域住民の方々の意見を聴き、機能類型区分に応じた森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組むとともに、国有林野事業の組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献するための取組を進める。

また、持続可能な森林経営については、我が国はモントリオール・プロセスに参加しており、この中で国全体として客観的に評価するため7基準(54 指標)が示されている。当計画区内の国有林野について、この基準を参考に取り組んでいる対策及び森林の取扱い方針は次のとおりである。

ア 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林づくりの推進、森林の適切な保全・管理、主伐や 再造林等の施業現場における生物多様性への配慮等に取り組む。また、希少な野生 生物が生育・生息する森林を適切に保護するほか、森林施業等を行う場合には、森 林生態系に対し急激な変化を与えないよう十分配慮する。

特に、適切な間伐実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化、様々な生育段階等からなる森林のモザイク的配置、里山等の整備、野生生物の生育・生息地や渓畔周辺の保全・復元など生物多様性の維持・向上に取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- 人工林の群状・帯状択伐による針広混交林化
- ・ 皆伐箇所の分散と伐期の長期化の組合せによる森林のモザイク的配置
- 保護林の適切な維持・管理、モニタリング調査の実施
- ・ 希少猛禽類生息地における森林施業の配慮、モニタリング調査の実施
- ・ 渓畔林の保全・育成

イ 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等による適切な森林整備と主伐後の適確な更新を行うことにより、公益的機能の発揮と両立した木材の供給を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- 造林、間伐等の計画的な森林整備の推進
- ・ 主伐後の確実な再造林又は天然力を活用した更新
- ・ 森林の管理、効率的な森林整備を可能とする路網の整備

ウ 森林生熊系の健全性と活力の維持

外的要因による森林の劣化を防ぐため、野生鳥獣や森林病害虫による被害の防止、林野火災等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な対策は次のとおり。

- 森林病害虫による森林被害の早期発見のための巡視
- 松くい虫及びカシノナガキクイムシ等による森林被害対策
- ・ 野生鳥獣等による森林被害の早期発見のための巡視
- ・ 林野火災を防止するための巡視

エ 土壌及び水資源の保全と維持等

土壌の侵食防止、森林が育む水源の涵養のための森林整備、台風等により被害を受けた森林の復旧や公益的機能の維持のために必要な森林の保全・整備を行う。また、伐採に当たっては伐採跡地が連続することがないよう留意し、一箇所当たりの伐採面積の縮小及びモザイク的配置に配慮するとともに、裸地状態となる期間の短縮や、尾根筋・沢沿い等に保護樹帯の設定を推進する。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 伐採跡地の適確な更新による裸地状態の減少
- ・ 渓畔周辺、急斜地等における皆伐の回避及び効果的な保護樹帯の設定
- ・ 下層植生の発達を促すための間伐等の実施
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施

オ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

中長期的な森林吸収量の確保・強化に向けて、適切な間伐や木材利用の推進を図るとともに、森林資源の循環利用を推進する観点から齢級構成の平準化を図る。

関連する主な対策は次のとおり。

- ・ 主伐と再造林による森林資源の若返りを推進
- 造林、間伐等の計画的な森林整備の推進
- ・ 特定母樹等から育成された優良種苗の導入
- ・ 安定供給システム販売等による計画的な木材の供給

カ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア活動、環境教育等、森林と人とのふれあいの場の提供や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な対策は次のとおり。

- 機能類型区分に応じた適切な森林の管理経営の実施
- 「レクリエーションの森」の提供と利用促進
- ・ 国民参加の森林づくりの推進
- ・ 花粉症対策に資する苗木への切り替え、スギ・ヒノキ以外の樹種への転換な ど、花粉の少ない森林づくりの推進
- 森林環境教育の推進
- ・ 新たに開発された森林管理技術等を普及するための現地検討会等の開催

キ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

上記ア〜カに記述した内容を着実に実行し、「国民の森林」として、公益重視の管理経営を一層推進するため、国有林野に関連する法制度に基づく各計画の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な対策は次のとおり。

- 地域管理経営計画等の策定
- ・ 「国有林モニター」の活用や計画策定に当たって地域住民等から意見を聴取
- ・ 関東森林管理局のホームページ等を活用した情報発信の充実

④ 政策課題への対応

災害からの流域保全、地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の計画的・安定的な供給、民有林との連携強化等、地域から求められる国有林野への期待に応えていくため、次のとおり当計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視点	主な取組目標
公益重視の	【森林吸収源対策の推進】
管理経営の	・二酸化炭素の吸収量を確保するため、間伐等による適切な森林整備や木材利
一層の推進	用等を推進する。
	特に、人工林の高齢級化に伴う二酸化炭素の吸収量の低下や資源の熟成に伴
	う主伐面積の増加が見込まれる中、効率的かつ効果的な再造林手法の導入、普
1	及等に取り組む。
	【花粉発生源対策】
	・花粉の少ない森林づくりを加速化することとし、スギ・ヒノキの苗木を植栽
	する際は、県の育種場等で採取された苗木の生産状況に応じ、可能な限り特定
	苗木やその他の花粉の少ない苗木(無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木等)
	とする。また、スギ・ヒノキ以外の樹種へ転換することが可能な場合には、樹
	種転換を積極的に進める。
	・県が設定する「スギ人工林伐採重点区域」を中心にスギ林において、伐採、
	植替えを進める。
	【生物多様性の保全】
	・ツガの北限、県内唯一のダケカンバ群落を有する「八溝山ツガ・ダケカンバ
	希少個体群保護林」を始めとする保護林については、計画的にモニタリングを
	実施し、現況を把握の上適切な保護を図る。
	・天然力を活用し針広混交林に誘導することが可能な人工林は、育成複層林施
	業を推進する。
	・渓畔周辺の人工林の間伐等に当たっては、渓畔周辺に本来あるべき樹種が健 全に生育するよう配慮する。
	至に生育するより配慮する。
	【森林病虫害対策及び鳥獣被害防止対策】
	・松くい虫やカシノナガキクイムシ等による松枯れやナラ枯れ被害対策とまん
	延防止対策を実施する。
	・森林の巡視を強化し、野生鳥獣の生息状況や被害箇所の早期発見に努め、初
	期段階で適切な対策を講ずる。
	特に、ニホンジカについては、センサーカメラの設置等により、生息状況の

早期把握と情報収集及び捕獲に努める。また、「八溝山周辺国有林ニホンジカ対策協議会」(栃木、福島、茨城県内の関係森林管理署で設置。)と連携し、

地方公共団体など関係機関との情報交換を行い、被害状況等についての情報の共有に努める。

【地域の安全・安心を確保する治山対策の展開】

・人家や公共施設等の保全対象に近接し、山地災害の危険が高い箇所及び台風等により被害を受けた森林等について、渓間工及び山腹工を計画し、着実に実施する。

森林・林業

施策全体の 推進への貢

献

【木材の安定供給】

・スギやヒノキを始めとした木材資源を計画的かつ安定的に供給するため、林道・林業専用道を計画的に開設・改良するとともに、丈夫で壊れにくい森林作業道の作設及び高性能林業機械の活用等による低コストで高効率な木材生産を推進する。

また、急傾斜地等で路網整備が困難な地区において森林施業を実施するときは、林地保全を特に配慮した施業を行う。

- ・「システム販売」を活用し、川下の製材工場等のニーズに応じて国有林材を 計画的かつ安定的に供給する体制を整備する。あわせて再生可能エネルギーと しての木質バイオマスの利活用等、地域から要請される木材需要に貢献する。
- ・効率的かつ安定的な林業経営の育成を目的に、一定期間、安定的に樹木を採取できる樹木採取権制度を適切に運用する。

【低コスト施業の推進】

- ・造林、保育の低コスト化や生産性向上の推進や、林業労働力不足へ対応する 観点から、低密度植栽、雑草木の繁茂状況に応じた下刈回数の低減や、コンテ ナ苗及び特定母樹等から育成された優良種苗の導入を推進する。
- ・再造林に当たっては、伐採、地ごしらえ、造林等の作業を一連の工程で行う 「一貫作業システム」を推進する。
- ・低コスト・省力化施業実施後の検証を行うとともに、得られた知見及び手法 について民有林関係者等への普及を図るため現地検討会等を開催する。
- ・間伐は、原則として列状間伐とする。

【社会経済情勢を踏まえた森林施業等の取組】

- ・森林経営管理制度の定着に向け、伐採等を林業経営体に委託する場合、意欲 と能力のある林業経営体に受注機会を設けるとともに、技術力の向上等のため の各種現地検討会等を通じて、その育成に努める。
- ・地上型レーザスキャナ・ドローン等を活用した I C T (情報通信技術) を、 林況把握等の森林調査や災害発生時の迅速な状況把握などに積極的に利用し、 各種業務の省力化に取り組む。

【民国連携による効率的な森林整備等の推進】

- ・森林共同施業団地の設定や公益的機能維持増進協定の締結により、民有林と 国有林が連携した効率的な路網整備や間伐等の森林整備を推進する。
- ・民有林と国有林が連携した木材の安定供給システム販売を推進する。
- ・県の森林総合監理士 (フォレスター)等と連携し、市町村森林整備計画の作成や実行監理を支援するなど、民有林行政を積極的に支援する。

国民の森林 としての管 理経営

【森林とのふれあい】

- ・日本三大名瀑の袋田の滝と新緑・紅葉、奇岩・怪石の男体山を有する「奥久 慈自然休養林」は、林野庁が国民に広く親しまれる森林として「日本美しの森 お薦め国有林」に選定したところであり、重点的に環境整備を行い利用の促進 に取り組む。
- ・自然休養林等の「レクリエーションの森」は、観光資源として活用が期待されていることから、広報活動等を通じて周知し利用を促進する。
- ・レクリエーションの森内の歩道や施設周辺において、枯れ木や枯れ枝の除去 に努める。

(2)機能類型に応じた管理経営に関する事項

① 機能類型毎の管理経営の方向

当森林計画区の国有林野は、下流域の水源地帯に広く所在しており、かつ、地域特有の景観や豊かな生態系を有する森林も多く、その適切な管理経営を通じて、国土の保全その他の公益的機能の高度発揮に重要な役割を果たしている。

国有林野の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営の一層の推進を旨とする方針の下で、国民の多様な要請や国際的な動向に適切に対応するため、個々の国有林野を重視すべき機能に応じ、「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」、「水源涵養タイプ」に区分し、これらの機能類型区分ごとの管理経営の考え方に即して、当森林計画区の自然的特性等を勘案しつつ、森林の自然条件や社会的条件を踏まえて、いわゆる公益林として適切な施業を推進する。

あわせて、木材等生産機能については、区分に応じた適切な施業の結果得られる木材を安定供給体制の整備等の施策の推進に寄与するよう計画的に供給することにより発揮することとする。

これらを通じて、国有林野における多面的機能の持続的発揮を確保していくことと する。

森林の取扱いについては、人工林の半数以上が50年生を超えて本格的な利用期を迎えているという状況を的確に踏まえるとともに、林木だけでなく下層植生や動物相、 表土の保全等森林生態系全般に着目して公益的機能の向上に配慮する。

具体的には、天然更新等の森林施業技術を活用しつつ、伐採年齢の長期化(長伐期化)、林齢や樹種の違う高さの異なる複層状態の森林の整備(複層林化)、一定の広がりにおいて様々な育成段階や樹種から構成される森林のモザイク的配置への誘導、針葉樹と広葉樹の混交を促進する施業(針広混交林化)を行うなど、災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定供給の確保、地球温暖化防止、生物多様性の保全、自然再生、国民と森林のふれあいの場の提供、森林景観保全、花粉発生源対策の加速化、鳥獣被害対策等の観点を重視した管理経営を計画的かつ効率的に推進する。

森林資源の成熟に伴い主伐が増加していく中で、その実施に際しては、自然条件や 社会的条件を考慮して実施箇所を選定するとともに、造林コストや花粉の少ない品種 への転換、鳥獣被害等に配慮しつつ、公益的機能の持続的な発揮と森林資源の循環利 用の観点から確実な更新を図る。

これらの取組を通じて、森林・林業基本計画で定められた望ましい森林の姿への誘導を先導的に推進する。

また、森林性猛禽類の生息には、餌動物の生息環境を含め、採餌・営巣環境が大きく影響することから、全ての機能類型において、関係者の協力を得るなどにより、クマタカ等希少猛禽類の生息地等の具体的な情報を収集するとともに、専門家等との情報交換等を緊密に行い、森林性猛禽類の生息環境の保全に取り組む。

特に、希少野生生物の生育・生息が確認されている地域で森林施業等を予定する場合は、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等との調整に

関する検討委員会」に諮るなど、森林施業等を行う場合の留意点等について専門家から意見を聴取し、その意見を踏まえて適切に対応する。

なお、国有林の地域別の森林計画における機能類型区分と公益的機能別施業森林との関係については、表-1のとおりである。

表-1 機能類型区分と公益的機能別施業森林の関係について

地域管理経営計画における機能類型区分	国有林の地域別の森林計画に おける公益的機能別施業森林
土砂流出・ 崩壊防備 エリア	・ 山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林・ 水源涵養機能維持増進森林
山地災害防止タイプ 気象害防備 エ リ ア	・ 山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林・ 快適環境形成機能維持増進森林・ 水源涵養機能維持増進森林(立地条件により除外する場合もある)
自然維持タイプ	・保健文化機能維持増進森林・水源涵養機能維持増進森林・山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林(立地条件により区分する場合もある)
森林空間利用タイプ	・保健文化機能維持増進森林・水源涵養機能維持増進森林・山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林 (立地条件により区分する場合もある)
快適環境形成タイプ	・ 快適環境形成機能維持増進森林 ・ 水源涵養機能維持増進森林 (立地条件により除外する場合もある)
水源涵養タイプ	・ 水源涵養機能維持増進森林 (分収林については、契約に基づく取扱いを行う)

表-1に用いた略称	正 式 名 称
水源涵養機能維持増進森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業 を推進すべき森林
山地災害防止機能/土壤保全機 能維持増進森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維 持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健文化機能維持増進森林	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推 進すべき森林
快適環境形成機能維持増進森林	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森 林施業を推進すべき森林

ア 山地災害防止タイプにおける管理経営の指針その他山地災害防止タイプに関する事項

「山地災害防止タイプ」については、山地災害による人命、施設等への被害や気象害による環境の悪化に対する防備機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林へ導くための施業等の推進に努め、必要に応じて施設の整備を図ることとし、次のとおり、土砂流出・崩壊防備エリア又は気象害防備エリアに区分して取り扱う。

なお、管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

(ア) 土砂流出・崩壊防備エリア

土砂流出・崩壊防備エリアについては、保全対象や当該区域の森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達を促進するために適度な陽光が林内に入るよう密度管理を行うとともに、必要に応じて土砂の流出・崩壊を防止する治山施設等が整備されている森林等に誘導することとし、その機能を維持するために必要な管理経営を行う。

(イ) 気象害防備エリア

気象害防備エリアについては、風害、飛砂、潮害等の気象害を防備するため、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力の高い森林等に誘導し、その機能を維持するために必要な管理経営を行う。

イ 自然維持タイプにおける管理経営の指針その他自然維持タイプに関する事項

「自然維持タイプ」については、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生生物の生育・生息環境の向上に資するために必要な管理経営を行うこととし、特に、我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を主体とした森林生態系としてのまとまりを持つ区域や、地域固有の生物群集を有する森林、希少な野生生物の生育・生息に必要な森林については、保護林に設定して保護・管理を行う。

なお、管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

ウ 森林空間利用タイプにおける管理経営の指針その他森林空間利用タイプに関する事 項

「森林空間利用タイプ」については、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うこととし、具体的には、景観の向上や森林レクリエーションとしての利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を進める。特に、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定し、その利用を推進する。

なお、管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

エ 快適環境形成タイプにおける管理経営の指針その他快適環境形成タイプに関する事項

「快適環境形成タイプ」については、騒音の低減や大気の浄化、木陰の提供等による気象緩和等人間の住居環境を良好な状態に保全する機能の維持増進を図るため、防音や大気浄化に有効な森林の幅を維持する育成複層林施業や大気汚染に対する抵抗性の高い樹種による更新を推進すること等に努める。

なお、管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

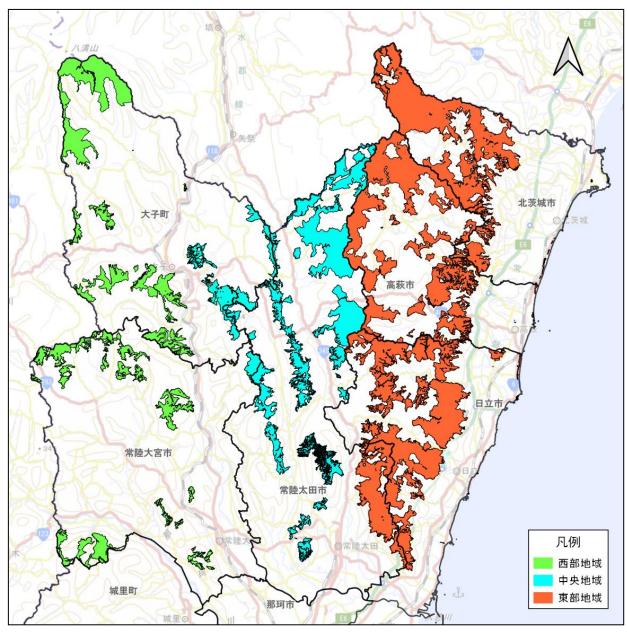
オ 水源涵養タイプにおける管理経営の指針その他水源涵養タイプに関する事項

「水源涵養タイプ」については、流域の特性や当該区域の森林の現況等を踏まえ、根系や下層植生の発達が良好な森林、多様な樹冠層で構成される森林等に誘導し、その機能を維持・増進するために必要な管理経営を行うとともに、機能発揮に支障を及ぼさない範囲で森林資源の有効利用に配慮する。

なお、管理経営の詳細は、別冊「森林の管理経営の指針」に示すとおりである。

② 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、図-5のとおり、西部地域、中央地域、東部地域の3地域に大別され、西部地域及び東部地域はそれぞれ2地区に細分される。それぞれの地域ごとの管理経営については、次のとおりである。



(※) 本図は国土地理院タイルを加工して作成(https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html)

図-5 八溝多賀森林計画区の地域別図

ア 西部地域 (35~70、2088~2138 林班)

(ア) 大子地区 (2088~2138 林班)

本地区は、当地域の北部に位置し、大子町を南北に縦断する久慈川以西の大子町の一部に所在する国有林野である。

本地区は、水源地として重要な役割を担っているため、その大部分を水源かん養

保安林に指定し適切に管理していることから、主に水源涵養タイプに区分し、水源 涵養機能の発揮を重視した管理経営を行う。

また山地災害危険地区等土砂の流出、崩壊等のおそれの高い区域については、山 地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行う。

ツガの北限、県内唯一のダケカンバ群落を有する八溝山周辺や、ブナ、イヌブナ 等の冷温帯性の天然林を有する花瓶山周辺に設定している保護林については、自然 維持タイプに区分し、自然環境の維持及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重 視した管理経営を行う。

八溝山周辺は、天然林が織りなす景観美や山頂からの眺望が素晴らしく風景林に 選定していることから、森林空間利用タイプに区分し、保健文化機能の発揮を重視 した管理経営を行う。

(イ) 大宮地区 (35~70 林班)

本地区は、当地域の南部に位置し、常陸大宮市の一部に所在する国有林野である。 本地区は、水源地として重要な役割を担っているため、その大部分を水源かん養保 安林に指定し適切に管理していることから、主に水源涵養タイプに区分し、水源涵養 機能の発揮を重視した管理経営を行う。

また、土砂流出防備保安林等土砂の流出、崩壊等のおそれの高い区域については、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行う。

栃木県境にある鷲子山周辺は、鷲子山神社と一体となって優れた自然景観が形成され風景林に選定していることから、森林空間利用タイプに区分し、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行う。

イ 中央地域 (71~88、2001~2087 林班)

当地域は、八溝多賀森林計画区の中央部に位置し、常陸太田市、常陸大宮市及び大子町の一部に所在する国有林野である。

当地域は、水源地として重要な役割を担っているため、その大部分を水源かん養保 安林に指定し適切に管理していることから、主に水源涵養タイプに区分し、水源涵養 機能の発揮を重視した管理経営を行う。

また、土砂流出防備保安林、山地災害危険地区等土砂の流出、崩壊等のおそれの高い区域については、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行う。

当地域のほぼ中心地には、照葉樹林帯と落葉樹林帯の中間的な要素を有する植物群落を保護林に設定しているとともに、県の自然環境保全地域特別地区に指定されている区域等貴重な森林については、自然維持タイプに区分し、自然環境の維持及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行う。

また、「日本美しの森 お薦め国有林」に選定された日本三大名瀑の1つである袋田 の滝や奇岩、怪石で有名な男体山を有する奥久慈自然休養林や県立自然公園は、自然 観察や散策等に適した森林であり、森林空間利用タイプに区分し、保健文化機能の発 揮を重視した管理経営を行う。 当地域南部の常陸太田市周辺の都市近郊林は、市民の日常生活と密接な関わりを持った里山林的な存在であり、風や騒音等の防備、大気の浄化のために有効な森林の維持が期待されているため、快適環境形成タイプに区分し、快適環境形成機能を重視した管理経営を行う。

ウ 東部地域 (89~131、1001~1257 林班)

(ア) 花貫花園地区(1001~1154、1253、1254 林班)

本地区は、当地域の北部に位置し、北茨城市、高萩市及び日立市の一部に所在する国有林野である。

本地区は、水源地として重要な役割を担っているため、その大部分を水源かん養保安林に指定し適切に管理していることから、主に水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行う。

また、土砂流出防備保安林、山地災害危険地区等土砂の流出、崩壊等のおそれの 高い区域につては、山地災害防止タイプに区分し、山地災害防止機能の発揮を重視 した管理経営を行う。

北茨城市北西部では、ブナ、ミズナラ等の原生的な天然林を、高萩市板木地区では、リンボク及びカゴノキの北限地となっており、暖帯性植物と温帯性植物が混交する天然林を保護林に設定していることから、自然維持タイプに区分し、自然環境の維持及び生物多様性の保全に係る機能の発揮を重視した管理経営を行う。

花貫渓谷周辺は、森林とダム湖や渓谷が一体となって優れた自然景観が形成されており、自然観察教育林や風致探勝林に選定していることから、森林空間利用タイプに区分し、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行う。

(イ) 高鈴山地区 (89~131、1155~1252、1255~1257 林班)

本地区は、当地域の南部に位置し、常陸太田市と日立市の一部に所在する国有林野である。

本地区は、水源地として重要な役割を担っているため、その大部分を水源かん養保安林に指定し適切に管理していることから、主に水源涵養タイプに区分し、水源涵養機能の発揮を重視した管理経営を行う。

また、土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林及び山地災害危険地区等土砂の 流出、崩壊等のおそれの高い区域については、山地災害防止タイプに区分し、山地 災害防止機能の発揮を重視した管理経営を行う。

日立市の高鈴山を中心として高鈴県立自然公園に指定されているとともに、高鈴山周辺は優れた眺望景観を有していることから風景林に選定しており、森林空間利用タイプに区分し、保健文化機能の発揮を重視した管理経営を行う。

(3) 森林・林業施策全体の推進への貢献に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、県や市町を始めとする幅広い民有林関係者等と密接な連携を図りながら、森林の有する多面的機能の発揮を基本としつつ、その組織・技術力・資源を活用して民有林に係る施策を支え、森林・林業施策全体の推進に貢献して

いく。

このため、森林・林業基本計画に掲げる「新しい林業」の実現、担い手となる林業経 営体の育成、国産材の安定供給体制の構築等に向け、特に次に掲げる取組を推進する。

また、これらの取組に当たっては、機能類型区分の管理経営の考え方を踏まえ、水源 涵養タイプに区分された人工林のうち、自然条件や社会的条件から持続的な林業生産活 動に適したものを特に効率的な施業を推進する森林として設定し、民有林関係者に分か りやすい形で効果的に進める。

① 「新しい林業」の実現に向けた効率的な施業の推進と民有林関係者への普及

伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の実現に向けて、民有林への普及を念頭に置き、林業の省力化や低コスト化等に資する技術開発・実証を推進するとともに、事業での実用化を図り効率的な施業を推進する。

特に、造林の省力化や低コスト化に向けて特定苗木等の新たな手法の事業での活用を 進めるとともに、レーザ計測やドローン等を活用した効率的な森林管理・木材生産手法 の実証等に積極的に取り組む。

また、こうした成果については、現地検討会やホームページでの結果の公表等を通じて、民有林関係者等への普及・定着に取り組む。

加えて、事業発注を通じた施策の推進や全国における多数の事業実績の統一的な分析等が可能な国有林野事業の特性を活かし、工程管理の方法や改善等生産性向上に効果的な手法の普及・定着を図る取組を推進する。

② 林業事業体・林業経営体の育成

林業従事者の確保等に資する観点から、事業発注者という国有林野事業の特性を活か し、年間の発注見通しや市町単位での将来事業量の公表を行いつつ、安定的な事業発注 に努めるとともに、若者雇用、安全対策、技術力向上の取組等を評価・加点する総合評 価落札方式や事業成績評定制度の活用、複数年契約によるまとまった面積の間伐等事業 の実施、労働安全対策に配慮した事業実行の指導などにより、林業事業体の育成に取り 組む。

また、森林経営管理制度に係る林業経営体の受注機会の拡大に配慮する。さらに、分収造林制度を活用した経営規模拡大の支援に取り組む。

③ 市町村の森林・林業行政に対する技術支援

森林経営管理制度の取組が進む中で、森林総合監理士(フォレスター)の資格を有する職員等を活用しつつ、市町のニーズに応じて、森林・林業技術に関する現地検討会等への市町職員等の受入れや公的管理を行う森林の取扱い手法の普及など、県と連携して市町の森林・林業行政等に対する技術支援に積極的に取り組む。

④ 森林・林業技術者等の育成支援

大学や林業大学校等の研究・実習等へのフィールドの提供等を通じ、森林・林業技術 者の育成を支援するとともに、林業従事者の育成に向けた取組に努める。

(4) 主要事業の実施に関する事項

今期計画期間における伐採、更新、保育及び林道等の開設・改良に関する計画量は次のとおりである。

事業の実施に当たっては、労働災害の防止に努めるとともに、地域の実情等を踏まえ 林業事業体に委託していくこととしており、計画的な事業の実施等により林業事業体の 育成・強化に資するよう努めることとする。

また、効率的な事業実施に努めるとともに、国土保全、自然環境の保全等に十分配慮することとする。

① 伐採総量

(単位: m³)

区 分	主 伐	間 伐	臨時伐採量	計
計	946, 064	1, 000, 444	100, 000	2, 046, 508
		(6,555)		

(注) 間伐欄の()は、間伐面積(ha)。

② 更新総量

(単位:ha)

区分	人工	造林	天然更新	計
計		1, 525	23	1, 548

③ 保育総量

(単位:ha)

区 分	下 刈	つる切	除	伐
計	4, 728	885		807

④ 林道等の開設及び改良の総量

X	分	開設		改良			
		路線数	延長量	(m)	路線数	延長量	(m)
林	道	5		8,900	22		8, 165
うち林業	専用道	5		8,900	2		400

(5) その他必要な事項

特になし。

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1) 巡視に関する事項

① 山火事防止等の森林保全巡視

当計画区は、冬季から春季にかけて降水量が少なく林内が乾燥し、新緑の時季は山菜採りやハイカー等の入山者が多くなることから、林野火災発生の危険が増大する。

このため、国民共通の財産である豊かな自然環境を保全すべく、国有林野保護監視員、地方公共団体、地元の消防団及び住民等と連携を密にして、森林の巡視を行い、 林野火災の防止、希少な動植物の保護等、適切な森林の保全・管理に努める。

② 境界の保全管理

当計画区の国有林野の境界は、八溝山地等の山地帯から丘陵地、海岸部に至る広範な地域に位置し、国有林野の売払い等により複雑に入り組んでいる箇所、地形が急峻なため境界標識が亡失するおそれの高い箇所、更に人家や農地に隣接している箇所など様々であり、既存の境界標識の確認など境界の保全・管理を適切に実施する。

③ 入林マナーの普及・啓発

当計画区は、山岳、渓谷及び豊かな森林などが一体となり優れた自然環境に恵まれている。近年の登山、トレッキングや森林との積極的なふれあい志向を背景に、東日本大震災後減少した入林者数は徐々に回復傾向にある。これに伴いゴミの投げ捨てや希少な植物の踏み荒らし等が懸念されている。また、廃棄物の不法投棄問題など、これらの未然防止や早期発見が求められている。

このため、国有林野保護監視員や地方公共団体、観光協会、ボランティア団体等と 連携し、入林者に対するマナーの普及・啓発に努める。

(2) 森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

当計画区の主に海岸地域では、松くい虫被害は減少傾向にあるものの終結とまではいえない。このため、海岸防災林等の公益的機能の高いマツ林においては、被害予防の観点から薬剤散布を行うとともに、被害木については伐倒駆除等を行い、可能な場合には樹種転換を図り、まん延防止に努める。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害については、民有林、国有林野ともに被害の発生が確認されていることから、防除シートの設置や地方公共団体等とも情報 共有を行い早期発見に努めるとともに、民有林と連携した被害拡大防止対策を講ずる。

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 保護林

当計画区では7箇所、222ha を希少個体群保護林に設定しており、計画的なモニタリング調査により保護林の現況を的確に把握するとともに、保護林の概況等に関して積極的に情報発信しつつ、適切な保全・管理に努める。

なお、保護林の取扱いについては、別冊「森林の管理経営の指針」による。

② 緑の回廊

設定なし。

(4) その他必要な事項

① 野生動物等による被害に関する事項

当計画区の国有林野においては、野生動物等による顕著な被害は確認されていないが、近年、八溝山周辺においてニホンジカが目撃されており、生息域の拡大が懸念されていることから、関東森林管理局、栃木県、福島県及び茨城県内の関係森林管理署が連携し「八溝山周辺国有林ニホンジカ対策協議会」を設置し、各県におけるニホンジカの最新の動向を協議会において共有し、センサーカメラの設置やモニタリングの実施など、生息域の拡大防除のための対策を推進しているところであり、引き続き生息状況や被害箇所の早期発見の観点から、国有林野及び隣接する民有林も含め巡視を強化する。

また、ニホンジカ等の生息や被害を確認した場合は、地方公共団体など関係機関と連携して、捕獲又は防護柵等による植栽木の被害防止対策を推進する。

なお、防護柵等の設置に当たっては設置コストの抑制に努める。

② 希少猛禽類の生息に関する事項

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(平成4年法律第75号)において指定されている森林性猛禽類の生息には、餌動物の生息環境も含め、採餌・営巣環境が大きく影響する。

このため、クマタカ等希少猛禽類の生息地等の具体的な情報については、職員による調査、既存の調査結果の収集、専門家や地元自然保護団体等からの情報提供を受けるなど生息状況の把握に努めるとともに、専門家等との情報交換等を緊密に行い、希少猛禽類の保護と森林施業等との両立に取り組む。

このような取組の中で、毎年度の事業計画の検討段階や事業の実施段階において、 事業(予定)箇所及びその周辺で希少猛禽類の繁殖の可能性が高いと認められる場合 には、関東森林管理局に設置している「希少野生生物の保護と森林施業等との調整に 関する検討委員会」に諮り、事業実行に当たっての留意点等について意見聴取し、適 切に対応する。

③ 渓畔周辺の取扱いに関する事項

渓流沿いや湖沼の周囲等の渓畔周辺については、水域から陸域へ推移する移行帯に成立する植生で構成され、源流から中・下流域を経て海岸に至るなど連続的なネットワークを形成していることから、流域全体の生物多様性の保全に大きく貢献している。

森林を始めとする渓畔周辺は、水系への土砂流出の抑制、風致の維持、野生生物の 生育・生息場所や移動経路の提供、種子などの供給源等の場として、生物多様性の保 全及び公益的機能の発揮上重要な役割を担っているため、渓畔周辺に本来成立すべき 植生の復元はもとより、森林整備等の実施において渓畔周辺の保全及びその機能や役割の維持・増進が図られるよう努める。

また、渓畔周辺における森林施業や保全・管理の計画については、樹種構成、下層植生の状況、水面上方の林冠のうっ閉状態、希少な野生動植物の生育・生息の状況、林地の崩壊及び土砂の流出状況等の把握に努めるとともに、更新、保育、伐採等において、同一小班内の取扱いと異なるものとして区分して取り扱うことが必要な場合は、保護樹帯に区画することも検討する。

④ その他

希少種の保護や移入種の侵入防止等の取組については、地方公共団体など関係機関、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら行う。

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区の森林資源は、利用可能なスギ、ヒノキ等の人工林の資源が充実しており、 公益重視の管理経営を推進する中で機能類型区分に応じた適切な森林施業を実施すると ともに、その結果得られる木材については、二酸化炭素の固定や地域の木材産業の活性 化に貢献するため、安定供給に努める。

このため、当計画区では、公募により製材業者等と協定を締結して原木を供給する「システム販売」を推進するとともに、山元公売による小口需要者への原木供給を通じて、地域材の計画的・安定的な供給に寄与するよう一層努める。

さらに、これまで林地に放置されていた端材等についても、木質バイオマス発電所等 の燃料として利用されていることから、多段階での木材利用の推進に取り組む。

当計画区では、効率的かつ安定的な林業経営の育成を目的に、一定期間(10 年間)、 安定的に樹木を採取できる権利を民間事業者に設定し、樹木採取権者が伐採から再造林 まで実施する樹木採取区を、下表のとおり指定している。

樹木採取区の名称、所在地及び面積

名称	所在地 (林班)	面積(ha)	備考
関東1茨城徳田樹木採取区	2002~2004、2025、2026	261	具体の所在地は、国有林野施業 実施計画書「7樹 木採取区の名称、 所在地及び面積」 を参照。

(2) その他必要な事項

国有林野事業で実施する治山・林道工事において木材の利用を積極的に推進するとともに、地方公共団体など関係機関との間で木材需給についての情報交換を進めることを通じ、河川・砂防事業、その他の公共事業等多様な分野への木材の利用促進を図る。

特に、河川工事等の公共工事に伴う小径木の需要に対しては、資源の状況を考慮しながら積極的に対応する。

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

当計画区の国有林野の約半数が県立自然公園に指定されており、自然探勝やハイキング等、森林内におけるレクリエーション、自然休養の場として多くの人々に利用されている。

これらの自然環境を活用した観光産業は、地域の産業・経済において重要な役割を果たしていることに加え、政府一丸、官民挙げて観光先進国の実現に向けた取組が行われていることを踏まえ、国有林野の優れた森林景観を観光資源として活用する取組を推進する。

また、自然とのふれあい、教育、文化、保健休養などの場として、国有林野に対する 多様な要望に応じていくこととし、特に、「レクリエーションの森」は国民が気軽に森 林や自然とふれあえる拠点であり、地方公共団体等と連携して安全性の高い施設や森林 の整備を推進し、各種情報手段を活用して情報提供に努める。

さらに、農林業を始めとする地域産業の振興、住民の福祉の向上に資するため、道路、水道施設、電気事業施設等の公共・公益事業に対して適切に応えていく。

その際、再生可能エネルギー発電事業の用に供する場合には、国土の保全や生物多様 性の保全等に配慮するとともに、地域の意向を踏まえつつ、適切な活用を図る。

なお、国有林野の活用に当たっては、盛土を始めとする土地の形質変更等に係る各種 法令に基づく許認可等を確認するほか、制限のない国有林野においても林地開発許可制 度に準じて取り扱う。

(2) 国有林野の活用の具体的手法

主な活用の目的とその手法は、次のとおり取り扱うものとする。

- ① 建物、水路等-貸付け等
- ② 法人の森林、学校林等-分収造林契約等
- ③ ボランティア活動、森林環境教育の場ー協定等
- ④ ダム、公園、道路、水道施設、電気事業施設等の公共・公益事業施設、地域産業の 振興-貸付け、売払い等
- ⑤ レクリエーション利用-使用許可等

(3) その他必要な事項

国有林野の活用については、公益的機能の発揮等との調整を図りつつ、地元自治体との情報交換を十分に行い、農林業を始めとした地元産業の振興や地域住民の福祉の向上に寄与するため必要な国有林野を売り払うなど、地域振興に寄与する国有林野の活用に取り組む。

5 公衆の保健の用に供する区域並びに当該区域内における公衆の保健の用に供する施設及 び森林の整備に関する基本的な方針

該当する区域なし。

6 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び 保全等に関する事項

(1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進に関する事項

地域における施業集約化の取組を支援するため、民有林と連携することで事業の効率 化や森林経営管理制度の導入に資する区域については、森林共同施業団地を設定し、民 有林野と連携した路網の整備と相互利用の推進、計画的な間伐等に取り組む。

また、森林共同施業団地や、国産材の流通合理化のニーズが高い地域等においては、 国産材の安定供給体制の構築に資するよう路網や土場の共同利用やこれまでの「システム販売」の実績や経験を活かして民有林材との協調出荷等に取り組む。

(2) 公益的機能維持増進協定の締結に関する基本的な方針

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、小規模で孤立分散し立地条件が不利であること等から森林所有者等による整備及び保全が十分行われていないものがみられ、その位置関係等により、当該民有林野における土砂の流出等の発生が国有林野の発揮している国土保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合や、鳥獣、病害虫、外来種その他の森林の公益的機能に悪影響を及ぼす動植物の繁殖が国有林野で実施する駆除等の効果の確保に支障を生じさせる場合がある。

このため、このような場合において、公益的機能維持増進協定制度を活用し、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るために有効かつ適切なものとして、森林施業の集約化を図るための林道や森林作業道の開設とこれらの路網を活用した間伐等の施業、地域の森林における生物多様性の保全を図る上で必要となる外来種の駆除等を民有林野と一体的に実施する取組を推進することとし、このことを通じて民有林野の有する公益的機能の維持増進にも寄与する。

また、公益的機能維持増進協定の締結に当たっては、間伐等の森林整備、林道等の開設・改良並びに作業路網その他の施設の設置等、国有林野事業と一体的に実施する。その際、民有林野の森林所有者等にも原則として相応の費用負担を求めるなど、合理的な役割分担の下での一体的な森林の整備及び保全の実施に向けた条件整備を進める。

(3) その他必要な事項

特になし。

7 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

自主的な森林整備活動へのフィールドの提供や必要な技術支援、情報の提供などを行う国民参加の森林づくり制度を活用して、国民の森林へのふれあいの場の提供に努める。

当計画区においては、本制度を活用した自主的な活動は行われていないが、今後、新たに国有林野をフィールドとする活動の要望があった場合は、積極的に応えていく。

(2) 分収林に関する事項

森林づくりに自ら参加・協力していこうとする国民や法人等の要求に応えるため、分収林制度を通じて国民参加の森林づくりを推進する。

また、森林整備を通じて社会貢献活動を行おうとする企業等に、国有林野をフィールドとして提供し、企業等の費用負担で森林の造成・育成を行っていただく「法人の森林」の仕組みを活用し、そうした企業等を支援する。

(3) その他必要な事項

学校、地方公共団体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等多様な主体と連携しつつ、森林環境教育を推進する。

また、児童・生徒等を対象とした体験林業や森林教室、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導など、森林環境教育に対する波及効果が期待される取組を推進する。

さらに、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等を行うため、森林環境教育の実施に関する相談窓口の活性化を図る。

8 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

近年、エリートツリー等の育種育苗技術、リモートセンシング、遠隔操作・自動操作機械ICT(情報通信技術)など、新たな技術の開発が著しく進展している。森林・林業・木材産業の分野においても、これらの技術を積極的に活用することとし、林業技術の開発、指導普及について、以下の取組を進める。

① 林業技術の開発

林業技術の開発については、「関東森林管理局技術開発目標」に基づき、森林・林業の再生に資する造林・保育・生産技術の確立、公益的機能の高度発揮のための森林施業及び保全・利用技術の確立、効率的な森林管理及び健全な森林育成技術の確立を課題とし、森林技術・支援センターによる各種技術開発及び国有林野内に設定している各種試験地等における技術開発に取り組む。

また、民有林における公的管理や林業経営への普及を念頭に置き、公益的機能の高度発揮や林業の低コスト化等に資する技術開発を推進する。

特に、特定苗木や早生樹等の成長に優れた苗木の活用等による低コスト造林技術や ICT等の先端技術を活用した効率的な森林管理・木材生産手法の開発・実証、複層 林への誘導手法等の普及に積極的に取り組み、国有林野の管理経営や民有林での定着 に資するよう取り組む。

さらに、事業実績の統一的な分析等が可能な国有林野事業の特性を活かし、工程管理の方法や改善等生産性向上に効果的な手法の民有林への普及・定着を図る取組を推進する。

加えて、技術交流の一環として、民有林の森林総合監理士等との連携を深めながら、林業技術の向上に取り組む。

② 林業技術の指導・普及

国有林野事業の中で開発・改良された林業技術については、国有林野内での活用を 図るとともに、各種試験地等の展示などを通じて民有林関係者等への普及を図り、林 業経営の効率化に貢献する。

また、自らが事業発注者であるという国有林野事業の特性を活かし、高性能林業機械を用いた伐採や地ごしらえ、コンテナ苗を活用した植付け等の作業を一連の工程で行う「一貫作業システム」による低コスト造林など、先駆的な技術や手法について、現地検討会等の開催により民有林関係者等への普及を図る。

さらに、森林管理署において、木と緑に関する国民からの問合せに応じる。

(2) 地域の振興に関する事項

国有林野は、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもある。森林管理局・署等という地域に密着した体制で国有林野の管理経営を行う国有林野事業において、地域振興への寄与は、重要な使命の一つである。

こうした中で、地域の伝統産業の育成にも資する森林の整備や林産物の安定供給、地域の農林業に多大な被害を与えている野生鳥獣への対策、国有林野の活用、「森林サービス産業」への活用を含む森林空間の総合利用、人材育成を始めとした民有林への指導やサポート、民有林材を含めた安定供給体制の構築等地域の課題解決に向けた積極的な貢献は、地域振興へ寄与するものである。

このため、こうした国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、森林・林業施 策全体の推進への貢献を通じて、林業・木材産業を始めとする地域産業の振興、住民の 福祉の向上、美しく伝統ある農山漁村の次世代への継承等に寄与するよう努める。

(3) その他必要な事項

東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の影響を考慮し、引き続き、 空間線量率や土壌等の放射性物質濃度のモニタリング調査結果を踏まえながら、森林施 業及び林道の維持修繕等を計画的に実施する。

さらに、地方公共団体等の要請を踏まえつつ、住民が立ち入る機会が多い里山の森林 整備、除染に伴う除去土壌等の仮置き場の貸付契約の継続など、住民が安心して暮らせ る環境づくりに可能な限り協力する。

用語の解説

(五十音順)

テ	定供給シスム販売	地域材の需要拡大や加工・流通の合理化等に取り組む製材工場
	ム販売	
辛	, –	等との協定に基づいて国有林材を安定的に販売する仕組み。
	欲と能力の	森林経営管理法第36条第2項の規定により都道府県が公表した
あ	る林業経営	民間事業者。
者	.	
工	リートツリ	地域の人工造林地において、最も成長が優れた木として選抜さ
<u>-</u>		れた「精英樹」のうち、優良なもの同士を人工交配によりかけ合わ
		せ、その中からさらに優れた個体を選んだもの。
《か行》 カ	シノナガキ	体長5mm程度の甲虫で、カシ類、シイ類、ナラ類等の樹幹に侵入
ク	イムシ	し、虫体に付着したナラ菌により樹木を枯死させる。
		1980 年以降日本海側の地域を中心にナラ類の枯死が発生し、現
		在も被害が続いている。
カ	スケード利	原木をまず建材として利用できるように加工し、その過程で発
用		生した端材等をチップ化してボード類やパルプに加工し、最終的
		に余った木くず等を燃料用に使用するといった多段階での利用方
		法。
間	伐	森林の育成過程で密度が高い林の木を間引き、残した木の成長
		や形質の向上、下層植生を発達させるなど森林の機能の維持増進
		を図る伐採。
	象害	風、潮、霧など気象要素によって発生する被害。
	少野生生物	関東森林管理局において、希少野生生物の保護と森林施業等の
	保護と森林	調整を図るため、平成16年度に設置した常設の外部委員会。
	業等との調	本委員会の意見等を踏まえ、必要な調査等を行うとともに、科学
	に関する検	的な知見に基づく適切な対応を進めることとしている。
	委員会	同去せの笹畑奴受け来た。 マは ひ光毛垣の笹畑奴受け、 屋帯
(茂	能類型区分	国有林の管理経営に当たっては、公益重視の管理経営を一層推 進することとし、それぞれの国有林を重視すべき機能に応じて、
		「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイ
		プ」、「快適環境形成タイプ」、「水源涵養タイプ」の5つに区分し、
		それぞれの機能を最大限発揮させるための施業を推進することと
		している。
#	用林野	国との契約によって地元住民が共同して国有林野を利用するこ
) (1.1.1.5-1	と。利用の形態により、普通共用林野、薪炭共用林野、放牧共用林
		野がある。
グ	·リーンサポ	国有林野における巡視活動や登山者へのマナーの呼びかけ等、
	トスタッフ	環境保全のための普及・啓発活動等を行う森林保護員(非常勤職
		員)。
渓	:畔林	常時水流のある渓流や河川、湖沼、湿原等の水域と強い結びつき
		を持つ範囲にある森林で、流域全体の生物多様性や公益的機能の
		発揮上重要な役割を担っている。

用	語	 解 説
《か行》	更新	主伐に伴って生じた伐採跡地(無立木地)が、再び立木地になる
		こと。植栽による人工造林、天然力を活用し種子や根株からの芽生
		えにより森林を育成する天然更新がある。
	更新総量	計画期間(5カ年)に予定する更新量。
		前計画期間に生じた伐採跡地等の更新量と、今期計画期間(5カ
		年)において計画する主伐箇所について更新期間を勘案して算出
		した更新量の合計。
	国民参加の	協定締結による国民参加の森林づくり制度は、国有林野で植栽、
	森林づくり	下草刈、歩道の整備等の森林づくり活動や体験活動を行うことが
		できる制度。活動の内容により、「ふれあいの森」、「社会貢献の森」、
		「木の文化を支える森」、「遊々の森」、「多様な活動の森」、「モデル
		プロジェクトの森」に区分している。
	国有林モニタ	国有林野に関心のある国民の皆さんへ幅広く情報を提供すると
	_	ともに、アンケートや意見交換を通じていただいた意見・要望等を
		管理経営に活かすための制度。モニターは公募により選定。
	コンテナ苗	造林事業における初期投資の低コスト化を目的に、専用のコン
		テナ(マルチキャビティコンテナ)を利用し育苗した苗。
《さ行》	樹冠	樹木の上部の枝や葉の集まった部分。一般に、針葉樹は円錐形、
		広葉樹は球形やほうき形になるが、周囲の影響などにより変わる。
	主伐	更新を伴う伐採であり、一定のまとまりの林木を一度に全部伐
		採する皆伐、天然更新に必要な種子を供給する親木を残し、30%以
		下(伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40%以下)で
		繰り返し抜き伐りする択伐、複層林造成のために行う複層伐など
		がある。
	樹木採取区	樹木採取権を設定した国有林野の一定の区域。
		樹木採取区に生育する樹木を、一定の期間、採取できる権利を樹
		木採取権と呼び、鉱業権や漁業権と同様、物権とみなすもの。
	巡検	国有林野と隣接する民有地との境界に設置された標識等の現況
		を確認する行為。
	森林計画区	全国を流域別に都道府県の区域を分けて定めた区域。全国で
		158、関東森林管理局には31の森林計画区がある。
	森林経営管理	森林の経営管理を森林所有者自らが実行できない場合に、市町
	制度	村が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意
		欲と能力のある林業経営者に再委託をするとともに、再委託でき
		ない森林及び再委託に至るまでの間の森林については市町村が自
		ら経営管理を実施する制度。
	森林作業道	林業機械の運行を想定して林内に作設する道。
	森林生態系	森林群落の生物の生命活動と、それを取り巻く無機的環境との
		間の物質とエネルギーのやり取り(光合成など)、また環境資源を
		めぐる生物間相互の競争や繁殖のための共生関係など、森林群落
		構成要素の間に見られる相互作用の体系的な現象の総称。

用	語	解說
《さ行》	森林総合監理	森林・林業に関する専門的な知識や、豊富な現場経験から、長期
	士	的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示し、市町
		村、地域の林業関係者等への技術的支援を実施する者。
	森林病害虫	樹木又は林業種苗に損害を与える線虫類を運ぶカミキリムシ、
		樹木に付着してその生育を害するせん孔虫類等を指す。
	水源涵養機能	森林の樹木及び地表植生によって形成された落葉、落枝、森林土
		壌の作用によって、豪雨時、融雪時等の増水時に流量ピークを下げ
		て洪水を緩和する機能のほか、水資源を貯留して川の流量を安定
		させる機能、雨水が森林土壌を通過することにより水質を浄化す
		る機能がある。
	生物多様性	生物多様性条約において、生物多様性とは、すべての分野、特に
		陸上生態系、海洋及び水生生態系並びにこれが複合した生態系に
		おける生物の変異性をいうものであり、種内の多様性(遺伝的多様
		性)、種間の多様性(種多様性)、及び生態系の多様性(生態系多様
	46 × D. H. L	性)を含むものとされている。
	絶滅危惧 I A	絶滅危惧 I 類が絶滅の危機に瀕している種のことで、その中の
	類 	I A類は、ごく近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて
///4/二//	体校纵具	高いもの。
《は行》	伐採総量 	計画期間(5カ年)に予定する伐採量。 国有林の地域別の森林計画に定める10年分の伐採立木材積と調
		和が保たれるように、前半5年分について計上している。
	 避難指示区域	避難指示区域とは、帰還困難区域、居住制限区域、及び避難指示
		解除準備区域のこと。
	分収林制度	国有林野事業における分収林は、国有林内に契約の相手方が造
		林・保育を行う「分収造林」と、国が造林・保育を行った生育途上
		 の森林について、契約の相手方に費用の一部を負担してもらう「分
		収育林」があり、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け
		合う制度。
	保安林	森林の有する水源の涵養、災害の防止、生活環境の保全・形成等
		の公益的機能を特に発揮させる必要のある森林を森林法に基づき
		保安林として指定し、その森林の保全と適切な森林施業の確保を
		図ることによって目指す機能の維持増進を図り、公益的機能を達
		成しようとするもの。
	保育総量	計画期間(5カ年)に予定する保育量。
		森林の現況や更新量に基づき、下刈、つる切、除伐の保育の種類別
	\$ h	に施業基準を当てはめて計上している。
	法人の森林	企業等と国が森林を造成・育成し、伐採後の収益を一定の割合で分
	/D =#: .LL	け合う制度。
	保護林 	保護林とは、国有林野内の貴重な森林生態系からなる自然環境
		の維持、野生生物の保護及び遺伝資源の保護等を目的に設定する
		もの。設定目的により「森林生態系保護地域」、「生物群集保護林」、 「柔小畑は飛侃舞井」に区へしている。
		「希少個体群保護林」に区分している。

用	語	角军 記
《は行》	ホームページ	関東森林管理局ホームページ
	アドレス	
		http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/
《ま行》	緑の回廊	野生生物の移動経路を確保することにより、分断された個体群
		の相互交流や生育・生息地の拡大等、生物多様性の保全に資するこ
		とを目的として、既存の保護林同士を連結するように設定された
		森林をいう。
	緑の雇用	「林業労働力の確保の促進に関する法律」(平成8年法律第45
		号)に基づき都道府県の認定を受けた林業事業体が新規就業者を
		雇用して行う研修等を支援する事業。
	猛禽類	肉食性のタカ目、フクロウ目の野鳥。猛禽類は生態系の食物連鎖
		の頂点に位置する肉食鳥類。
		もともと個体数が少ないが、開発や環境汚染などで繁殖率が低
		下している。食物連鎖の頂点に位置する猛禽類の生息環境を保全
		することは、森林全体の生物多様性を保全することにつながって
		いる。
	木材需要の多	木材需要は従来の用材以外にも、合板用やパルプ・チップ用など
	様化	加工して利用するものや燃料用などが増加し、多様化している。
	木質バイオマ	バイオマスとは、生物資源(bio)量(mass)を表す言葉で、再
	ス	生可能な有機性資源(化石燃料を除く)のことであり、木材からな
		るものを木質バイオマスと呼ぶ。
	モニタリング	あるものの実態・状態を継続的に観測・観察すること。
	モントリオー	我が国を含め、アメリカ、カナダ、ロシア、中国等の 12 ヵ国が
	ル・プロセス	参加し、森林経営の持続可能性を客観的に把握し評価するための
		「ものさし」としての「基準・指標」を作成する国際的な取組の一
		つ。
《や行》	ユネスコエコ	生物圏保存地域(Biosphere Reserver: BR)は、1976(昭和 51)
	パーク	年にユネスコが開始し、生態系の保全と持続可能な利活用の調和
		を目的としています。生物圏保存地域により親しみをもってもら
		うために、BRを日本国内ではユネスコエコパークと呼ぶ。
	要存置林野•	国有林野のうち、国において森林経営用財産として所属する森
	不要存置林野	林原野及び附属地を要存置林野という。それに対し、国民の福祉等
		のための考慮に基づき森林経営用財産として供されなくなったも
		のを不要存置林野という。
《ら行》	流域管理シス	我が国の森林は流域を単位として 158 に区分されており、それ
	テム	ぞれの流域において民有林、国有林が連携して、森林の整備や林
		業・木材産業の振興を図ることを目的として「森林の流域管理シス
		テム」を進めている。
	林業専用道	幹線となる林道と森林作業道をつなぎ、木材の搬出機能の向上
		を図る目的で、大型トラックによる木材の搬出を想定した必要最
		小限の道。

用	語	解説
《ら行》	林業労働力不	65 才以上の林業労働者の高齢化率の割合は 35 才未満の若年者
	足	率を上回っており、長期的には依然として林業労働者の減少が続
		いている状態。
	臨時伐採量	国有林野施業実施計画において箇所ごとに伐採指定を行い、指
		定された箇所での伐採を原則とするものの、これのみによれば、非
		常災害や緊急の需要、円滑な事業実行に支障が生じるおそれがあ
		ることから、例外的に伐採指定箇所以外でも伐採できる数量で見
		込み数量を計上している。
		なお、臨時伐採量は、主伐に含める場合がある。
	林地残材	伐採した樹木を丸太にする際に出る、枝葉や梢端部、搬出されな
		い間伐材等、林地に放置されている木材等のこと。
	林道	一般車両など、不特定多数の者が利用し、森林整備や木材生産を
		進める上で幹線となる道。
	齢級	林齢(森林の年齢)を5年の幅でくくったもの。
		1 齢級は $1\sim5$ 年生、 2 齢級は $6\sim10$ 年生、 10 齢級は $46\sim50$ 年
		生などとなる。
	レクリエーシ	国有林野の豊かな自然を森林レクリエーションの場として国民
	ョンの森	の皆様に利用していただくため、山岳、渓谷、湖沼などと一体とな
		った美しい森林や野外スポーツに適した森林を「レクリエーショ
		ンの森」に選定している。
		それぞれの森林の特徴や利用の目的に応じて、次の6種類(自然
		休養林、自然観察教育林、森林スポーツ林、野外スポーツ地域、風
		景林、風致探勝林)に区分している。
	路網	森林内にある公道、林道、林業専用道、森林作業道の総称、又は
		それらを適切に組み合わせたもの。森林施業を効率的に行うため
		には、路網の整備が重要となる。